

審議事項(5)

(内容は今後の審議により変更される場合があります)

平成 18 年 5 月 30 日

リース会計専門委員会  
専門委員会における主なコメントと対応案

1. 会計基準案

内容	コメント
範囲(第3項)	<ul style="list-style-type: none"> <li>中小企業への適用について明示すべきではないか。「コメントの募集」の「本試案の概要」に取扱いを記載。</li> </ul>
ファイナンス・リース取引の会計処理(第8項)	<ul style="list-style-type: none"> <li>リースが複合的な性格を有する中で、特に「売買に準じた処理」と定める必要はなく、削除すべきではないか。現行の基準での定めであり、今回の検討の範囲を超えると考える。</li> <li>簡便的な取扱いも基準で定めたほうがよいのではないか。基準は原則的な取扱いを示し、適用指針で簡便的な取扱いを示すこととしている。</li> <li>適用指針で詳細を定めるのではなく、重要な処理は基準に記載すべきではないか。9項から13項に記載した。</li> </ul>
ファイナンス・リース取引の会計処理(利息相当額の処理、第10項、第13項)	<ul style="list-style-type: none"> <li>利息法での費用配分を原則とすることは、リースが複合的な性格(賃貸借、サービス、金融)を有する中で、金融面に偏ってしまうのではないか。利息法と定額法の選択適用とすべきではないか。適用指針結論の背景92項~94項、114項~116項参照。</li> </ul>
表示 借手側(第15項)	<ul style="list-style-type: none"> <li>実務上の手間を考えると各科目ごとに分ける必要はなく、リース資産一本でよいのではないか。リース資産一本にすることを原則とし、各科目ごとにもできることとしている。</li> </ul>
注記 借手側(第18項)	<ul style="list-style-type: none"> <li>同様に、借手注記も勘定科目別数値は不要で、概要の記載で足りるのでは。勘定科目別数値の提案から、概要の記載の提案に変えた。</li> </ul>
注記事項 貸手側(第20項、第21項)	<ul style="list-style-type: none"> <li>他の長期性の資産の注記との整合性を考えると、貸手についての回収年次別データは、不要ではないか。キャッシュ・フロー情報として有用と考え、注記事項としている。</li> <li>利息相当額の金額も有用であり、注記することとしてはどうか。リース料債権部分と見積残存価額分を割引前で注記し、受取利息相当額を控除する形式で注記することとした。</li> </ul>

## 審議事項(5)

(内容は今後の審議により変更される場合があります)

### 2. 適用指針案

内容	コメント
範囲(第3項、第77、78項)	<ul style="list-style-type: none"> <li>役務提供相当額の比率が高いケース、土地が含まれるケースは適用除外としては。土地が含まれるリースについては、別の大きなテーマであるため、今回は土地に関する記載は削除した。</li> </ul>
リース判定-移転リース(第8項)	<ul style="list-style-type: none"> <li>現状では例示列挙であるが、限定列挙でよいのではないか。特に三つの要件以外に想定されるものはないが、現状の実務指針を踏襲して例示列挙のままとする。</li> </ul>
リース判定-現在価値基準(第83項)	<ul style="list-style-type: none"> <li>「おおむね 90%」「おおむね 75%」の記載は、実務的に判断が難しくなるため、「おおむね」の記載は削除するべきではないか。米国でみられるファイナンス・リース取引の潜脱行為をふせぐために「おおむね」が加えられたものであり、残すべきと思われる。</li> </ul>
借手-リース資産及びリース債務の計上価額(第18項)	<ul style="list-style-type: none"> <li>貸手の物件購入価額等、計算利率は、リース会社では通常は開示していないため、それを前提としたルールは実態を反映していないのではないか。貸手は必ずしもリース会社だけではないので、一般的な表現としては問題ないと思われる。</li> </ul>
借手-リース資産の償却(第24項)	<ul style="list-style-type: none"> <li>「移転外」については、賃貸借性を踏まえると、定額法の償却を原則とすべきではないか。従来からの実務指針の記述であり、また、選択適用であるため、特に問題はないと思われる。</li> </ul>
借手-リース資産総額に重要性がないと認められる場合の取扱い(第28項)	<ul style="list-style-type: none"> <li>利息法を適用しているリース資産があれば、分子から控除してよいのではないか。その趣旨で記載を追加した。</li> <li>期中での変更は難しいので、期首で変更できるようにすべきではないか。連結範囲などと同様に、期中で大きな取引の変更があった場合には、処理の変更が必要な場合があると思われる。</li> </ul>
貸手-基本となる会計処理(移転外)(第45項)	<ul style="list-style-type: none"> <li>売買に準じた会計処理で、(3)のように売上高が計上されないのは適切ではないのではないか。移転外リースの複合的性格を踏まえ、金融的な処理も残している。</li> <li>(1)は割賦売却の処理パターンであり、(3)は金融の処理パターンであるため、所有権移転外ファイナンス・リースが複合的な性格を有する中で適切ではないのではないか。貸手が選択できるようにしており、特に問題はないと思われる。</li> </ul>

## 審議事項(5)

(内容は今後の審議により変更される場合があります)

内容	コメント
	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1)(2)(3)の方法は、どの方法を採用するかにより、各々、売上高の計上額、時期が異なり、比較可能性上、問題はないか。現状では割賦取引も複数の処理が行われており、会計方針の開示で補うこととする。</li> </ul>
<b>所有権移転外ファイナンス・リース取引の簡便的な会計処理(第53項,第54項)</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>簡便的な取扱いとしては、オペレーティング・リースに準じた処理を行うことを認めてもよいのではないか。また、リース取引を主たる事業としている企業についても、簡便的な取扱いを認めてよいのではないか。固定資産表示とリース投資資産の表示で差が大きいので、難しいと思われる。</li> </ul>
<b>基本となる会計処理(移転)(第55項)</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>移転リースについては、実質的に割賦と同じなので、会計処理は税法の延払条件付譲渡の処理を認めてよいのではないか。また、割賦債権の表示にしてもよいのではないか。割賦との基本的に実務指針の考え方を踏襲している。</li> </ul>
<b>適用初年度の取扱い(第70項~第75項)</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1)期首の影響額を特別損益とするか利益剰余金とするか、(2)在外子会社の会計処理の適用初年度の処理(利益剰余金処理を容認)との整合性、(3)会計処理の変更の影響額の各利益区分ごとの記載の必要性について、検討すべきではないか。税務の取扱い、適用時期と関係するため、現状では検討が必要な事項と認識するにとどめる。</li> </ul>

以上